

令和4年度茨城県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県（以下「県」という。）は、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金について、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（令和3年12月22日付け障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

(サービスの定義)

第3条 この要項において、「通所系サービス事業所」とは、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

- 2 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。
- 3 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。
- 4 「相談支援事業所」とは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び

障害児相談支援をいう。

5 「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象事業所・施設（水戸市内にある事業所・施設を除く。ただし、障害児入所施設を含む。）は、次の（1）及び（2）に定める事業及び事業所・施設とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助する。

以下の①から⑤に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所
※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。

② 濃厚接触者に対応した施設・事業所

③ 都道府県、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所

④ ①又は②以外の事業所等であって、発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所
※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。

⑤ ①、③以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所
※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受け入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を補助する。

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対

象サービス種別は、別添1に規定する。

- ① (1) の①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(補助対象経費)

第5条 第4条に掲げる事業において、別添1に規定する経費を1施設・事業所当たり、基準単価を上限に補助する。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額の算定に当たっては、別添1に定める対象事業所・施設ごとに、補助対象経費の実支出額から寄附金及びその他の収入額を控除した額と基準単価とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

- 2 補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請及び事業実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに茨城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。
- 3 概算払での申請を行う者は、交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 知事は、前条第2項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知及び額の確定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第3項による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（変更交付申請）

第9条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の手続きに準じて、変更交付申請書（様式第5号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

（補助条件）

第10条 この補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するためには、別記の補助条件を付するものとする。

（補助金の交付）

第11条 知事は、補助対象事業の完了後に、第8条第1項で決定した額を精算払いにより交付する。ただし、知事が必要と認めるときに概算払により交付することができる。

（実績報告）

第12条 第7条第3項による補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

2 前条により概算払いを受けた補助事業者は、前項の実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付し、精算しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 知事は、第7条第2項及び前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 次に掲げる団体等は、この要項に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 36 号。以下「条例」という。）

第 2 条第 1 号に規定する暴力団

(2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員
に条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する者があるもの。

(その他)

第 15 条 この要項の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和 4 年 11 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別記

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項は第9条に基づく変更承認を行うこととし、そのうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （1）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （1）知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （2）（1）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （1）知事は、第13条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （2）第12条の規定による実績報告は、（1）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第14条に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

9 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業者が知事の承認を受けて(1)の規定により財産を処分し、

当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

(3) 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

10 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

11 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税仕入控除税額報告書（様式第 7 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 4 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金等の交付を受けてはならない。

基準単価		(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
対象サービス種別	事業区分	<p>① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービス：No. 1からNo. 29 <p>② 濃厚接触者に対応した施設・事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービス：No. 11からNo. 25 <p>③ 都道府県、保健所を設置する市並びに特別区から休業要請を受けた事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービス：No. 1からNo. 11 <p>④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービス：No. 12からNo. 15 	<p>⑤ ①、③以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所（※3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービス：No. 1からNo. 10
分類	No.	サービス名	
通所系	1	療養介護	1,978千円／事業所
	2	生活介護	631千円／事業所
	3	自立訓練（機能訓練）	288千円／事業所
	4	自立訓練（生活訓練）	228千円／事業所
	5	就労移行支援	221千円／事業所
	6	就労継続支援A型	279千円／事業所
	7	就労継続支援B型	294千円／事業所
	8	児童発達支援	271千円／事業所
	9	医療型児童発達支援	172千円／事業所
	10	放課後等デイサービス	257千円／事業所
短期入所	11	短期入所	146千円／事業所
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013千円／施設
	13	共同生活援助（介護サービス包括型）	335千円／事業所
	14	共同生活援助（日中サービス支援型）	259千円／事業所
	15	共同生活援助（外部サービス利用型）	150千円／事業所
	16	福祉型障害児入所施設	985千円／施設
	17	医療型障害児入所施設	529千円／施設
	訪問系	18	居宅介護
	19	重度訪問介護	175千円／事業所
	20	同行援護	60千円／事業所
	21	行動援護	106千円／事業所
	22	就労定着支援	35千円／事業所
	23	自立生活援助	19千円／事業所
	24	居宅訪問型児童発達支援	30千円／事業所
	25	保育所等訪問支援	35千円／事業所
相談系	26	計画相談支援	50千円／事業所
	27	地域移行支援	36千円／事業所
	28	地域定着支援	38千円／事業所
	29	障害児相談支援	37千円／事業所
対象経費	<p>○（1）①から③に該当する施設・事業所等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限る） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用（以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る） ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） <p>○（1）④に該当する事業所・施設等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件に該当する自費検査費用（別添2のとおり、障害者支援施設等に限る） 		
助成額の算定	<p>・施設・事業所ごとに、（1）及び（2）についてそれぞれ基準単価まで助成することができる。この基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用する。なお、令和3年度分の取扱いについては、施設・事業所が令和3年4月13日発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づく事業を実施し助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができる。</p> <p>・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、（1）①から④及び（2）の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる。</p>		

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

※3 「居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、職員が利用者の居宅又は代替場所においてサービスを提供している場合を指す。

※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

別添2

第4条の（1）の④に規定する「発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する助成の取扱いは、以下のとおりとする。なお、第4条の（1）の①から③に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所が自費で検査を実施した場合の費用に対する助成についても、同様に取り扱う。

1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方

障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、特に障害者支援施設等においては、クラスター発生の未然防止に取り組む必要があるため、障害者支援施設等において、保健所による行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、クラスター発生の防止のために障害者支援施設等の判断により自費で検査を実施することが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

2 助成要件

（1）対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

（2）対象者及び要件

- ・濃厚接触者と同居する職員

・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員

※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ・面会後、面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所（居）者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

（3）上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別添1の補助単価の範囲内）

（4）その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で

実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

- イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、障害者支援施設等の所在地の知事に提出しなければならない。
- ウ 感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。